

京田辺市行政改革大綱
(令和6年度～令和13年度)

京都府京田辺市

令和6年3月

京田辺市行政改革大綱（令和６年度～令和１３年度）」の策定にあたって

本市では、１９８５年（昭和６０年）以降、３次の行政改革に取り組み、よりよい公共サービスを提供するための不断の改革に努めてきました。平成１７年１２月に策定された「新京田辺市行政改革大綱」では、総合計画に示される諸施策を着実に実施し、目指す都市像を実現するため、実行計画に掲げられたプログラムを通じて、新たな自治体経営の仕組みの構築や財政運営の健全化が進められ、一部の財政健全化指標が改善するなど一定の効果が見られました。

一方、全国的な人口減少、少子高齢化が進む中で、本市では当面の間は人口増が続くものの将来的には減少することが見込まれることから、人材、税収といった行政資源の減少が進み、行政運営は一層厳しくなることが考えられます。従来の減量や効率化を主体とした行政改革の考え方からいったん離れ、限られた行政資源を基に、これまでと同等以上の成果を生み出す、いわば生産性の拡充を主眼とした考えが必要であると考えます。そしてそのためには、市の内部に留まることなく、市民や民間団体・企業、他自治体や国と柔軟に連携しつつ、より業務の質の高さや量の最適化を優先し、これとあわせて組織力や職員的能力向上を目指す必要があります。

こうした取り組みを進めていくための指針として、この度「京田辺市行政改革大綱（令和６年度～令和１３年度）」を策定します。今後、この「大綱」のもと、総合計画に掲げる本市の将来像であります「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和６年３月２９日

京田辺市長 上 村 崇

目 次

1. 大綱策定の背景	1
(1) これまでの行政改革の取り組み	
(2) 本市を取り巻く環境の変化	
(3) 新たな行政改革の必要性	
2. 本市を取り巻く状況	4
(1) 社会経済情勢	
(2) 人口状況	
(3) 財政状況	
(4) 財政シミュレーション	
3. 「京田辺市行政改革大綱（令和6年度～令和13年度）」について	9
(1) 大綱の位置づけ	
(2) 大綱の構成	
(3) 計画期間	
(4) 推進体制	
4. 行革大綱で目指すべき目標と基本方針について	11
(1) 行政改革の目標	
(2) 基本方針	
5. 重点改革項目について	12
I 多様な主体との協働・パートナーシップ構築	
II デジタル技術の活用と人材育成による行政運営の質の向上	
III 持続可能な財政構造の構築	

1. 大綱策定の背景

(1) これまでの行政改革の取り組み

行政改革は、国・地方を通じた厳しい財政状況の中でも、しっかりとした公共サービスを提供していくため、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現するための重要な取り組みです。

本市では、行政改革が不断の改革であると位置付け、これまで3次にわたる行政改革大綱を策定し取り組みを進めてきました。

昭和60年に第1次の「田辺町（京田辺市）行政改革大綱」を策定し、職員給与制度の改革をはじめ事務の簡素化・合理化とともに事務処理の電算化を進めてきました。

また、平成9年の市制施行に向けた対応も含め、平成8年には新たな行財政システム構築に向けた改革の指針として「第2次田辺町（京田辺市）行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行政の実現を目指し、時代に即応した組織・機構、情報化の推進による行政サービスの向上など行政全般にわたる改革に取り組んできました。

平成17年度には行政改革の指針となる「新京田辺市行政改革大綱」を策定、第3次京田辺市総合計画に示される諸施策を着実に実施し、この目指す都市像を実現するため、新たな自治体経営の仕組みの構築に向けた「行政経営改革」と、今後の財政運営の健全化に向けた「財政健全化」を目的に策定され、これに基づき策定された以下の実行計画を通じて取組が進められてきました。

① 行政改革実行計画（平成18年度～22年度）

国の集中改革プランに基づき推進したもので、全479プログラムのうち、382プログラムに取り組み、目標とする財政健全化指標と財政効果額を達成しました。

・経常収支比率	目標 90%未満	実績 89.9%
・起債制限比率	目標 12%未満	実績 10.3%
・財政効果額	目標 30.4億円	実績 32.4億円

② 行政改革実行計画フォローアップ計画（平成２５年度～２７年度）

行政改革実行計画で積み残しとなった課題と新しい時代に求められる取り組みを５５プログラムに集約し実施、全５５プログラムのうち、４９プログラムが完了しました。

③ 京田辺市新行政改革プラン（平成２８年度～令和２年度）

市民協働などにも重点をおいたプログラムを幅広く実施、京田辺市第３次総合計画「まちづくりプラン」や「京田辺市まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げた施策を推進するため、全５２プログラム（うち前計画からの継続実施となった１６プログラムを含む）について、計画期間内において完了又は予定通り実施したプログラムが４２項目、一部完了したプログラムが４項目、未完了となったプログラムが６項目となり、全体の約８８％のプログラムで一定の成果をあげた。

④ 京田辺市行政改革実行計画（令和２年度～令和５年度）

「人とのつながり」や「持続可能な行財政運営」が新たな基本構想においても基本姿勢とされていることを鑑み、平成１７年に策定した「京田辺市行政改革大綱」の理念を改革の根幹としたうえで、多様な主体との協働・連携を重視したまちづくり、長期的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営等の取り組みを進めるため、全７３項目（うち前計画からの継続実施となった項目を含む）の実行プログラムを推進している。

なお、実行計画を策定して以降、新型コロナウイルス感染症等による影響で、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化していることを踏まえ、社会経済情勢の変化に臨機応変に対応するとともに、取組みの充実強化を図っている。

（２）本市を取り巻く環境の変化

近年、全国的に新型コロナウイルス感染症対策や自治体ＤＸの推進など、行政改革の基本的な姿勢や考え方の転換を求められる外的要因、技術革新が進んでおり、本市においても大型事業平

準化と公共施設の老朽化対策、DXの推進など、取り巻く環境や社会情勢の著しい変化への対応が求められています。

また、北陸新幹線新駅設置や新名神高速道路の全線開通などの未来への発展要素もある本市の高いポテンシャルを生かしたまちづくりを進めていくためにも、持続可能な行財政運営が求められているところです。

（３）新たな行政改革の必要性

本市の行政改革は、財政面や人事、組織、住民サービスの向上において着実な成果を上げてきました。一方で、本市人口は当面の間、増加傾向で推移することが予想されるものの、将来的な人口減少への備え、公共施設の老朽化や大型公共事業を控える財政状況を考えれば、限られた資源を効率的かつ効果的に活用する努力を惜しむことはできません。

多種多様な行政需要に基づくサービス提供体制を構築し、持続可能性を確保することが市民にとっても大変重要なことであり、そのためには行政改革の取組みが必要不可欠です。

都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指して「第４次京田辺市総合計画」及び「まちづくりプラン」に掲げる施策を着実に進め、市民満足度を高めていくためには、行政としてぶれることなく民間等多様な主体との幅広い連携、新技術の活用等による事務の効率化、持続可能な財政構造の構築に、全庁一丸となって取り組む必要があります。

2. 本市を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢

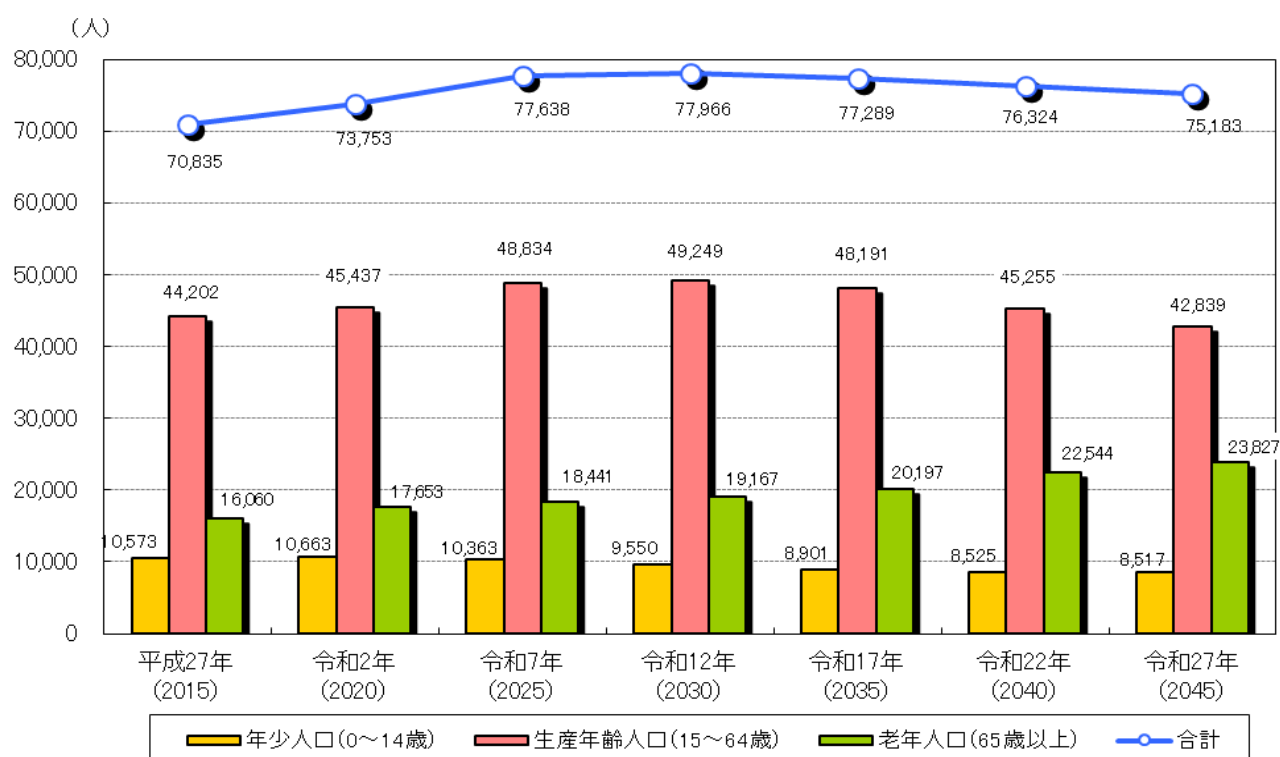
近年、国内全体の人口減少と少子高齢化の進展、地球規模での環境変化と災害リスクの高まり、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展、地方創生の取組みなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

(2) 人口状況

本市の人口は、国勢調査（総務省統計局）によると令和2年（2020年）において73,753人となっています。また、京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）によると、人口は令和12年（2030年）をピークに緩やかに減少することが予想されています。

年少人口割合は令和2年度から令和27年度まで徐々に減少が進む一方で、老年人口割合は令和2年度以降一貫して増加が続く見込みとなるなど少子高齢化の進行が予想されており、税収への影響や社会保障費のさらなる増加の懸念もあります。

■国勢調査による人口状況（R7年以降推計値）■

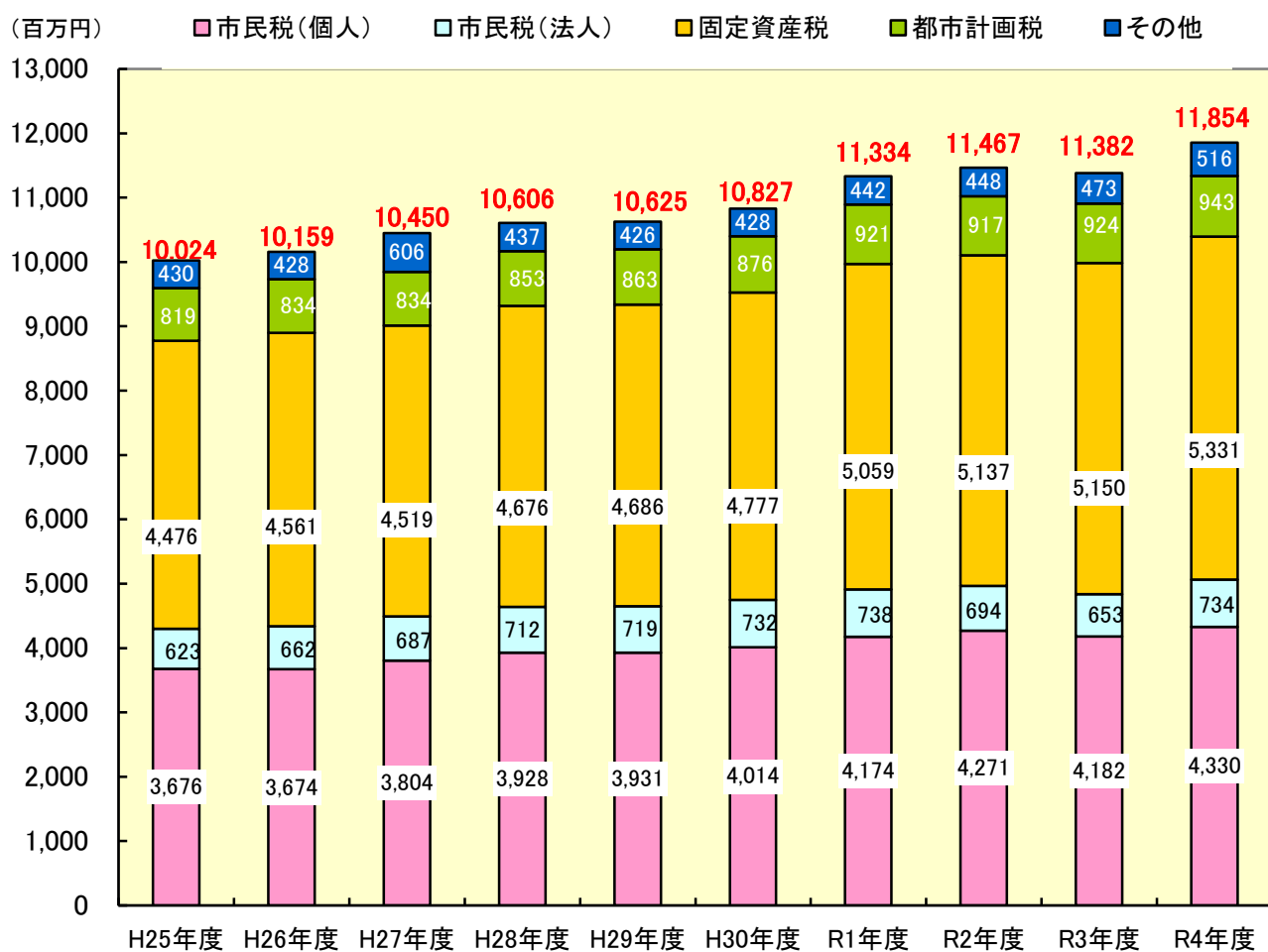


(3) 財政状況

本市では、市税収入の伸びにより一般財源が緩やかに増加しているものの、社会保障経費の伸長や人件費の増大などにより厳しい財政運営が続いており、今後も財政状況については十分に留意しつつ各種施策を進めていく必要があります。

近年の市税収入の推移を見ると、人口増加等に伴い概ね増加傾向で推移しており、市民税や固定資産税の増加が顕著になっています。新型コロナウイルス感染症の影響等もありましたが、直近の令和4年度には再び増収に転じています。

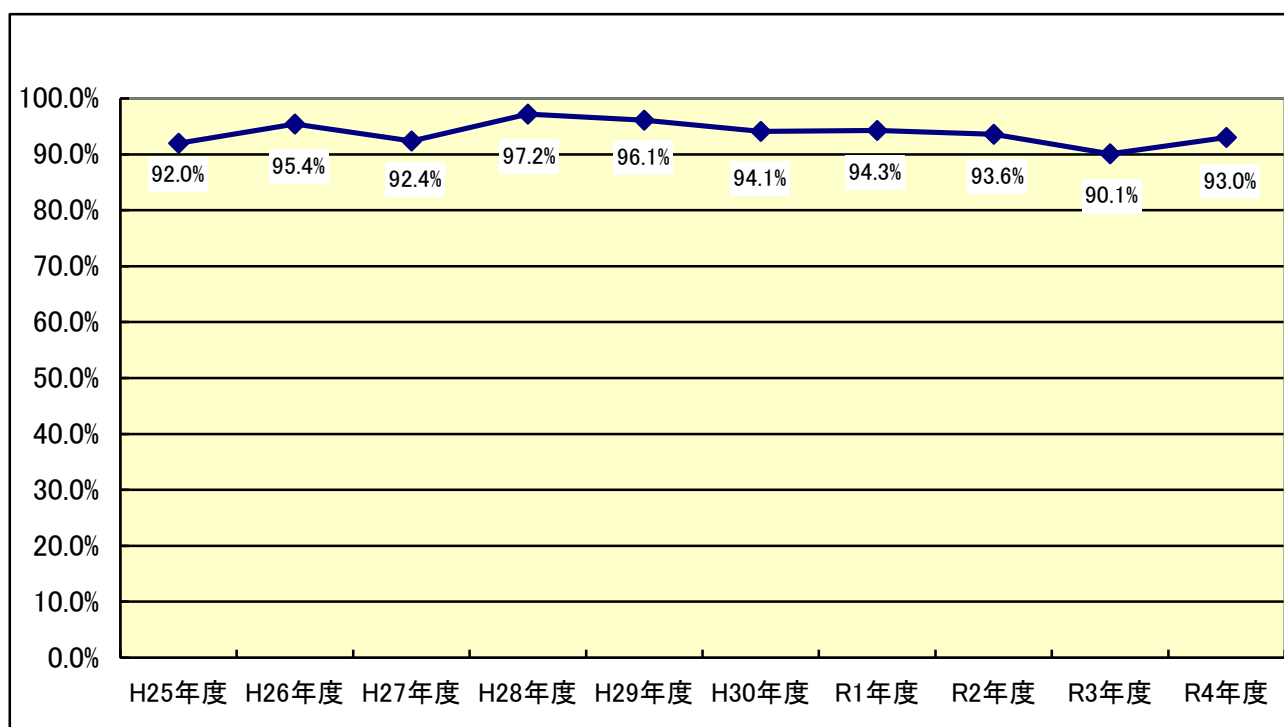
■ 市税収入の推移 ■



経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標です。具体的には、市税や国から交付される普通交付税など、毎年決まって入ってくる経常的な収入に対して、人件費や扶助費（生活保護費など）、公債費（借金の返済）といった支払う義務のある経費や、公共施設の維持管理経費など毎年固定的に支出しなければならない経費にどれだけ使われたかを示す指標です。

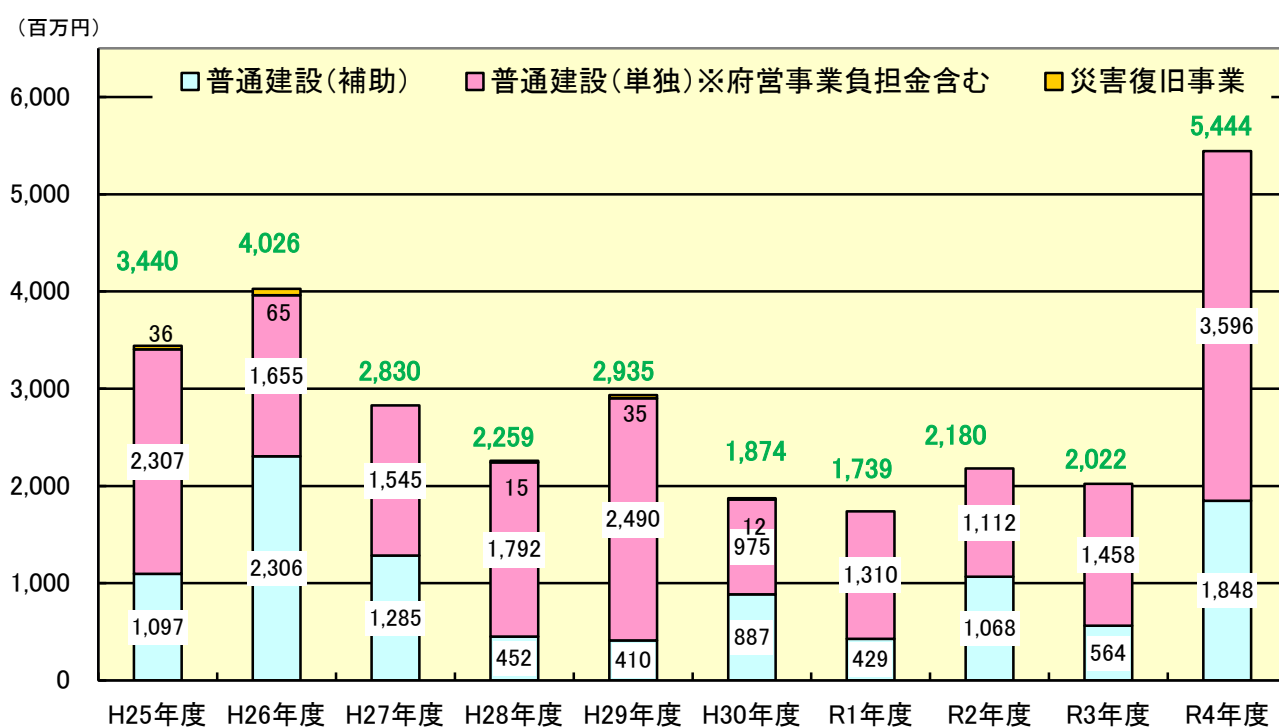
近年、経常収支比率は90%から97%と比較的高い値で推移していますが、今後、人件費や扶助費等の義務的経費や市税収入の動向によっては、さらに悪化することも考えられます。経常収支の改善を喫緊の課題として認識し、財源確保や既存事業の効果検証に取り組む必要があります。

■ 経常収支比率の推移 ■



投資的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、支出の効果が資本形成に向けられ、公共施設等ストックとして将来に残されるものに支出される経費のことを言います。平成26年度には三山木小学校増築事業などがありましたが、年度間の増減はあるものの、近年は比較的減少傾向にありましたが、令和4年度はこども園整備等により大幅に増加、今後も大型公共事業の増加が見込まれており、その影響に十分留意する必要があります。

■ 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費）の推移 ■



(4) 財政シミュレーション

人口の増加、少子高齢化等を踏まえ、一定の条件のもとで将来の財政シミュレーション（令和6年度～令和9年度）を行った結果、期間合計での累積収支が3億9千5百万円の赤字となるなど、厳しい財政状況が浮き彫りとなりました。

今後、財政の持続可能性を確保するためには、積極的な財源確保、公共施設マネジメントの推進や民間活力の導入による歳出削減等を着実に進める必要があります。

財政シミュレーション（普通会計ベース）

（単位：百万円）

年度			R 6	R 7	R 8	R 9
歳入	一般財源	市 税	12, 011	12, 093	12, 326	12, 340
		譲 与 税 等	2, 334	2, 334	2, 334	2, 334
		地 方 交 付 税	3, 335	3, 272	3, 116	3, 114
		計	17, 680	17, 699	17, 776	17, 788
	特定財源	国 庫 支 出 金	4, 555	5, 371	4, 690	4, 699
		府 支 出 金	2, 064	2, 077	2, 078	2, 080
		繰 入 金	252	252	209	252
		地 方 債	1, 716	2, 243	2, 572	2, 965
		そ の 他	1, 386	1, 386	1, 386	1, 555
		計	9, 973	11, 329	10, 935	11, 551
合 計			27, 653	29, 028	28, 711	29, 339
歳出	義務的経費	人 件 費	6, 810	6, 864	6, 911	6, 963
		扶 助 費	6, 837	6, 850	6, 809	6, 767
		公 債 費	2, 267	2, 139	2, 122	2, 187
		計	15, 914	15, 853	15, 842	15, 917
	消費的経費	物 件 費	3, 886	3, 948	3, 900	3, 903
		維 持 補 修 費	467	477	336	343
		補 助 費 等	1, 900	2, 003	2, 276	2, 275
		そ の 他	1	1	1	1
		計	6, 254	6, 429	6, 513	6, 522
		普通建設事業費	3, 345	4, 677	4, 082	4, 709
		繰 出 金 等	2, 247	2, 260	2, 274	2, 288
合 計			27, 760	29, 219	28, 711	29, 436

形式収支	△107	△191	0	△97
------	------	------	---	-----

令和6年度～令和9年度 累積収支	△395
------------------	------

3. 「京田辺市行政改革大綱（令和6年度～令和13年度）」について

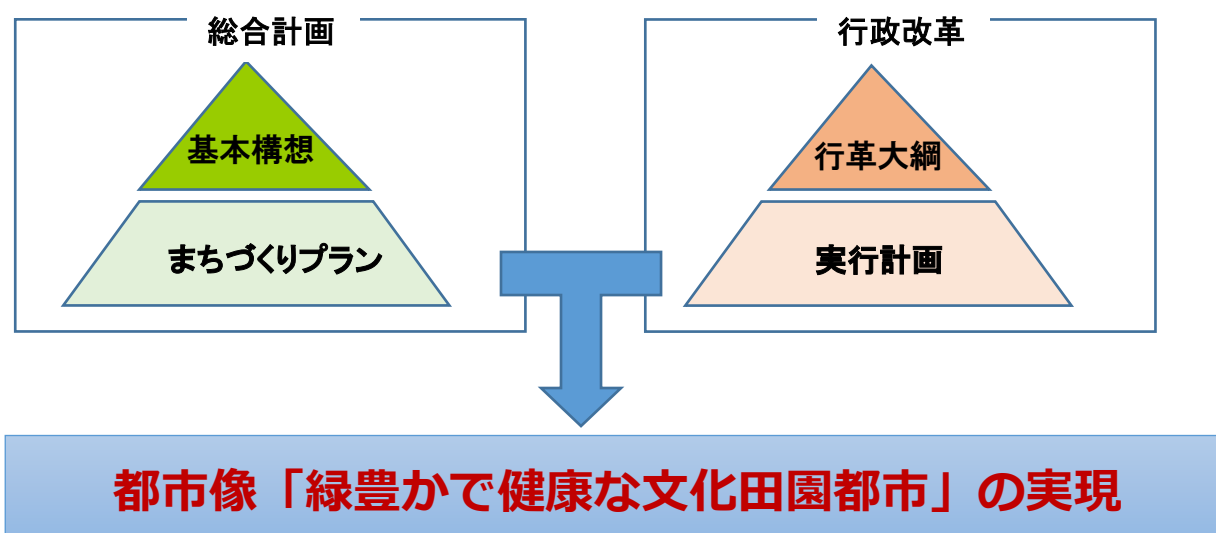
（1）大綱の位置づけ

本大綱は、本市のまちづくりの最上位計画である「第4次京田辺市総合計画基本構想」及び「まちづくりプラン」に掲げる施策を着実に進めるために必要不可欠な取組みとして位置づけており、これらを両輪で取り組むことにより目指す都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を図ります。

（2）大綱の構成

行革大綱の構成については、過去の行政改革における取組みの成果や課題を踏まえて、今後の行政改革を推進するにあたっての「目標」、取組みの柱となる「基本方針」、この方針に基づく「重点改革項目」等により構成します。

また、大綱の理念を具体化して、各部局において実施する事業と実施時期を明確化するため、実行計画を策定するものとします。



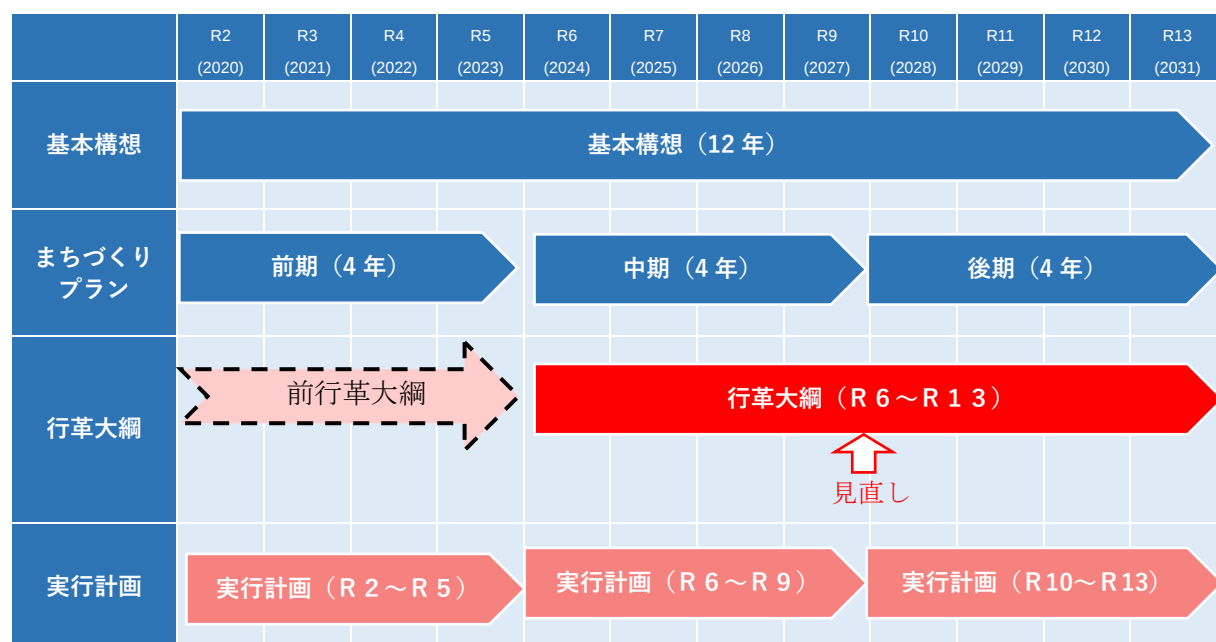
（3）計画期間

行革大綱の計画期間は、「第4次京田辺市総合計画基本構想」の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和13年度までの8年間としますが、計画期間の中間年となる令和9年度末に

において取組み状況の検証を行い、以降の取組み方針等について見直しを行うものとします。

また、実行計画の計画期間については、「第4次京田辺市総合計画まちづくりプラン」の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

■大綱、実行計画の計画期間



（4）推進体制

大綱の策定にあたっては、学識経験者や市民等で構成する「行政改革推進委員会」において基本方針や基本施策等を検討します。また、大綱を着実に推進するため、市長を本部長として部局長等で構成する「行政改革推進本部会議」を中心として、実行計画の進行管理を行い、全庁的な取組みとして行政改革を推進します。

4. 行革大綱で目指すべき目標と基本方針について

行政改革大綱等を通して、これからの時代にふさわしい行政改革を実行するにあたって目指すべき目標と基本方針については以下のとおりです。

(1) 行政改革の目標

これまでの本市における現状を踏まえ、本市が行政改革に取り組むにあたっての目標を次のとおり定めます。

持続可能な行財政運営の推進
～質の高い行政サービス提供のために～

本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変遷するなかで、行政改革は量的な削減のみならず質的な向上も含めた幅広い役割を担ってきました。

今後は、行財政両面での持続可能性を確保しつつ、多様な主体との協働やデジタル技術の活用を積極的に進め、限られた行政資源（財源・人員等）を最大限に生かして、質の高い行政サービス提供の実現を目指します。

(2) 基本方針

行政改革の推進にあたって、次のとおり基本方針を定めます。なお、基本方針は個別に推進するのではなく、相互に連動して行政改革として包括的に実施するものです。

- I. 多様な主体との協働・パートナーシップ構築**
- II. デジタル技術の活用と人材育成による行政運営の質の向上**
- III. 持続可能な財政構造の構築**

5. 重点改革項目について

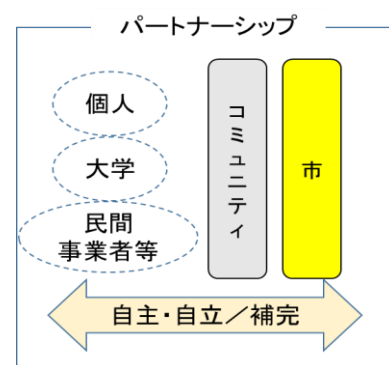
基本方針の背景や内容、これに基づき今後進めていく重点改革項目については以下のとおりです。また、目指すべき方向性を明確化するとともに、取組み全体としての成果を計測するため、基本方針ごとに成果指標を設定します。

I. 多様な主体との協働・パートナーシップ構築

「第3次京田辺市行政改革大綱」では、いわゆる「補完性の原理（※）」に基づき「市民と行政とのパートナーシップの構築」を目指して取り組んできましたが、行政資源の制約が強まる中で、この考え方はより一層重要となっています。

個人が自立し、各主体が対等な関係にあることで、様々な立場の人がまちづくりに関わり、自らが役割や責任を見つけ、生きがいや働きがい生まれパートナーシップの構築につながることから、こうした仕組みを継承、発展させることで公共サービスの質的な向上を図ります。

※ 補完性の原理…身の回りのことはできるだけ自分たちが行い(自助)、自分たちでできないことを地域で補い(共助)、それが不可能な場合には市民団体や民間企業などが行う。それでも困難な場合には、国・地方公共団体等が補完、支援する(公助)という考え方。



(1) 市民参画、多様な主体との協働の推進

社会構造が大きく変化するなかで、市民生活で発生する様々な課題や需要に対応して、市民サービスの維持・向上を図るために、市民や自治会、大学、市民団体、NPOなど、それぞれの組織が有するあらゆる力や知恵を結集して、様々な課題を解決し、まちの賑わいを創出する仕組みづくりを行います。

（２） 官民連携によるノウハウの積極活用

民間がサービスの担い手となることができる分野に関しては、積極的に民間に任せていくことを基本とし、PPP／PFI 優先的検討指針に基づいて公共施設等の整備における民間活力の導入を積極的に進めます。

そのため、民間事業者を「対等なパートナー」と位置づけ、包括連携協定による官民連携事業の実施など、事業規模やソフト・ハードを問わず民間活力を活用することで、専門性や経験を生かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応など、一層のサービス向上を図ります。

（３） 広報・広聴機能の充実、透明性の高い行政の推進

行政情報・生活情報の提供のみならず、市民のまちづくりへ参加意欲を引き出すために、広報紙やホームページ、民間の情報媒体等を活用した積極的な情報発信によって、市民と行政が情報を共有し、活用できる環境を整備します。

さらに、SNS等を活用して、市民も「まちの情報や魅力」を発信する主体となることを目指します。

（４） 多様性を活かした社会の構築

行政資源が縮小していく中では、持続的にまちの魅力を向上させ、担い手を増やす取り組みが、今後益々必要不可欠となります。障がい、高齢など多様性を尊重しながらも、個人が有する能力を最大限に生かし、個性を輝かせて活躍できる場をつくることで、協働・パートナーシップの基盤づくりを推進します。

※成果指標

指 標 名	現 状	目 標 値
・「情報発信・参画協働、コミュニティ活動・交流連携」に関する市民満足度	52.5% (R4(2022)年度調査)	↑ ※増加させる

Ⅱ. デジタル技術の活用と人材育成による行政運営の質の向上

近年の急速なデジタル技術の進展、特に ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）、ロボット技術の進展は、移動や物流、医療、介護など生活の様々な場面で大きな変化をもたらしています。

国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決の両立を目指した Society5.0（現実空間と仮想空間を高度に融合させた社会システム）の実装が進められています。

市民に身近な基礎自治体である本市では、デジタル化を強力に推進し、住民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の効率化を進め、スマート自治体へと転換を図ります。また、変化が著しい社会経済情勢に柔軟に対応していくため、従来の発想にとらわれない「しなやかさ」と困難な課題に立ち向かう「力強さ」を備えた職員や組織となるよう、人材育成と組織力の強化を図ります。

（１）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

行政手続きのオンライン化、情報システムの標準化・共通化、AIの利用促進、業務改革（BPR）の取組みの徹底や業務の可視化、地域社会のデジタル化などを通じて、市民の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図ります。

（２）組織マネジメントと人材育成、人材確保

行政運営において基盤となるのは組織と人であり、各部門そして組織全体として効率的で効果的に業務を行う体制整備とともに、それぞれの職員が職制に応じて課題を発見、解決へと導く実行力やマネジメント力など、多様な能力を身につけるための取り組みを行います。また、その前段階として多様な方策による人材の確保を進めます。

※成果指標

指 標 名	現 状	目 標 値
・ D X 推進計画 K P I 達成度	—	100%

Ⅲ. 持続可能な財政構造の構築

本市の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や老朽化する公共施設の維持管理など経常経費が増加するなか、新たな施設整備やインフラ整備、長寿命化等による投資的経費の増大も見込まれることから、今後、一層厳しさを増すことが予測されます。

こうした状況の中で、中長期的な行財政運営の持続可能性を確保するため、従来から行っている歳出削減や歳入確保の取組みを加速させるとともに、老朽化が進む公共施設の安全性確保と最適配置を両立し、サービス水準を保ちつつコストの最小化を図るため、公共施設マネジメントを推進します。

（１） 財政の健全化推進（歳出削減、歳入確保）

厳しい財政状況の中で、持続可能な財政運営を行うには、歳出削減と歳入確保の両面からの取り組みが求められます。今後、少子高齢化等の影響による扶助費を含めた義務的経費の増加が予想されることから、スクラップ＆ビルドの徹底、事業見直しに取り組みます。

また、歳入の根幹をなす市税収入の増加に向けては企業誘致、さらにはふるさと納税制度の活用など、様々な機会を通じた積極的な財源確保を促進します。

（２） 公共施設マネジメントの推進

市が保有する公共施設の維持管理では、個別施設の最適化を考えた「部分最適」ではなく、市全体の方向性を踏まえた公共施設全体の最適化を重視する「全体最適」を目指し、「公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針に基づき、各公共施設の長寿命化

による市民サービスの維持・向上と管理コストの削減を図ります。

※成果指標

指 標 名	現 状	目 標 値
経常収支比率	93.0% (R4 年度普通会計決算)	93.0%以下